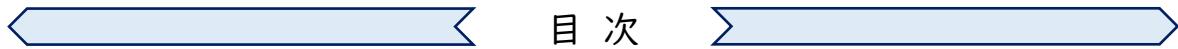


長崎市個別施設計画
(公共建築物_共通編)

令和3年3月
令和6年2月改訂



目 次

1 計画の目的と位置付け.....	1
2 対象施設の策定単位及び代替計画.....	2
3 計画期間.....	2
4 対策の優先順位の考え方	2
5 長寿命化等の実施計画.....	2

I 計画の目的と位置付け

長崎市個別施設計画(以下、「本計画」という。)は、「長崎市公共施設等総合管理計画(平成28年2月策定)(以下、「総合管理計画」という。)」に基づき、個別の施設単位で、施設の建替えや設備等の更新に関する今後の具体的な方針を示し、施設を安全・安心で、次世代に大きな負担を残すことなく、また、継承できる持続可能な公共施設として適正に維持管理することを目的として策定するもので、市域をまちの成り立ちや地形、交通網、人口などをもとに17の地区に設定し、地区的な事情を考慮して策定する「地区別計画」と並び、本市の公共施設マネジメントの実施計画として位置付けています。

長崎市公共施設マネジメント_体系図

(上位計画) 長崎市第五次総合計画

これからの中長期がめざす将来の都市像を掲げ、その実現に向けた基本的な姿勢や道筋を明らかにしたもので、すべての市民と行政にとって共通のまちづくりの指針となるもの



(行動計画) 長崎市公共施設等総合管理計画

本市が管理する公共施設やインフラ施設について、総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な考え方を示す計画



長崎市公共施設の適正配置基準
行政サービスのあり方とそれを提供する施設配置の基本的な考え方を示すもの

長崎市公共施設保全計画
公共施設の安全性及び機能性を維持し、長寿命化を図るため、保全に関する取組事項を示すもの



地区別計画

用途ごとの基準を、地区でくくり、地区ごとの将来の公共施設のあり方を示すもの

個別施設計画

個別施設ごとの建替えや設備等の更新に関する具体的な方針を示すもの

2 対象施設の策定単位及び代替計画

本計画は、「長崎市公共施設の適正配置基準(令和5年4月策定)(以下、「適正配置基準」という。)」の施設分類に基づき策定します。なお、公共建築物のうち学校、市営住宅及びインフラ施設(※公園施設、廃棄物処理施設、駐車場施設を除く)については、別途策定した施設分類ごとの長寿命化計画などを、本計画の代替計画として位置付けます。

3 計画期間

総合管理計画が平成27年度を始期とする15年間(2015年度から2029年度)であることから、本計画の計画期間としては、同計画と終期を合わせ、令和2年度(2020年度)から令和11年度(2029年度)までの10年間とします。なお、社会情勢等によって公共施設を取り巻く環境は、変化し得るため、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

4 対策の優先順位の考え方

本計画は、適正配置基準及び「長崎市公共施設保全計画(平成27年3月策定)(以下、「保全計画」という。)」に定める基準等に基づき、対策を講じていくこととしています。

5 長寿命化等の実施計画

対象施設の計画的な保全・整備等は、保全計画に基づき進めていくこととします。

長崎市個別施設計画
(公共建築物_共通編)

令和3年3月
令和6年2月改訂
長崎市

【問い合わせ先】
長崎市財務部資産経営課
電話:095-829-1127
FAX:095-829-1248
Email:shisankeiei@city.nagasaki.lg.jp